

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
※法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない（法第16条）
※申出後の調査審議の途中で、申出内容における決定又は改正額が地域別最低賃金を下回った場合についても、決定又は改正はできない
- ▶ 労働協約ケースにおける特定（産業別）最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定はできない
※公正競争の場合も、労働協約ケースとの均衡に鑑み、同様の取り扱いとなる
- ▶ 改正の申出については、概ね7月末を目途に